

第16号議案

桶川市高齢者等借上型市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する
条例

桶川市高齢者等借上型市営住宅設置及び管理条例（平成13年桶川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 入居権利者と <u>同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人</u>が連署した請け書を提出すること。</p> <p>3 第1項第1号の規定において当該入居権利者に特別の事情があり、市長がやむを得ないと認めるときは、当該請け書に <u>連帯保証人</u>の連署を省略することができる。</p> <p>(<u>連帯保証人の変更</u>)</p> <p>第12条 入居権利者が <u>連帯保証人</u>を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 入居権利者と <u>緊急時等に連絡をとることができる者であって市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)</u>が連署した請け書を提出すること。</p> <p>3 第1項第1号の規定において当該入居権利者に特別の事情があり、市長がやむを得ないと認めるときは、当該請け書に <u>緊急時等連絡先</u>の連署を省略することができる。</p> <p>(<u>緊急時等連絡先の変更</u>)</p> <p>第12条 入居権利者が <u>緊急時等連絡先</u>を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>

2 前項の規定は、**連帯保証人**について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。

(入居の承継)

第14条 略

2 前項の承認を得た者は、当該承認を得た者と**同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人**が連署した請け書を市長に提出しなければならない。ただし、当該承認を得た者に特別の事情があり、市長がやむを得ないと認めるときは、当該請け書に**連帯保証人**の連署を省略することができる。

(敷金)

第19条 略

2 **前項**の規定により徴収した敷金は、入居者が高齢者等借上型市営住宅を明け渡した後、これを還付する。ただし、**未納の家賃**又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 略

2 前項の規定は、**緊急時等連絡先**について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。

3 市長は、入居権利者又は緊急時等連絡先に対し、当該緊急時等連絡先に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができる。

(入居の承継)

第14条 略

2 前項の承認を得た者は、当該承認を得た者と**緊急時等連絡先**が連署した請け書を市長に提出しなければならない。ただし、当該承認を得た者に特別の事情があり、市長がやむを得ないと認めるときは、当該請け書に**緊急時等連絡先**の連署を省略することができる。

(敷金)

第19条 略

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務(以下「債務」という。)を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって債務の弁済に充てることを請求することができない。

3 **第1項**の規定により徴収した敷金は、入居者が高齢者等借上型市営住宅を明け渡した後、これを還付する。ただし、**債務の不履行**又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

4 略

(入居者の原状回復義務)

第21条 入居者の責めに帰すべき事由により、高齢者等借上型市営住宅が滅失又は**き損**したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 略

(4) 略

(住宅の明渡し請求)

第36条 略

(3) 入居者が高齢者等借上型市営住宅を故意に**き損**したとき。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**年5分の割合**による支払期限後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者等借上型市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(入居者の原状回復義務)

第21条 入居者の責めに帰すべき事由により、高齢者等借上型市営住宅が滅失又は**毀損**したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

2 **高齢者等借上型市営住宅の修繕に要する費用(市長が当該修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めたものを除く。)**は、市の負担とする。

(入居者の費用負担義務)

第22条 略

(4) 略

(5) **前条第2項において市が負担することとされているもの以外の高齢者等借上型市営住宅の修繕に要する費用**

(住宅の明渡し請求)

第36条 略

(3) 入居者が高齢者等借上型市営住宅を故意に**毀損**したとき。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**法定利率**による支払期限後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者等借上型市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桶川市高齢者等借上型市営住宅設置及び管理条例（第 19 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 5 号並びに第 36 条第 3 項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条例第 8 条第 2 項の規定により入居の決定を受ける者又は同条例第 14 条第 1 項の規定により入居権利者の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に同条例第 8 条第 2 項の規定により入居の決定を受けた者又は同条例第 14 条第 1 項の規定により入居権利者の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前に同条例第 8 条第 2 項の規定により入居の決定を受けた者又は同条例第 14 条第 1 項の規定により入居権利者の承継の承認を受けた者が施行日以後に同条例第 12 条第 1 項の規定により連帯保証人の変更をするときは、緊急時等連絡先に変更するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

民法の一部改正に伴い、公営住宅制度に関係する規定が見直されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。